

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する意見募集について（結果と本県議会の考え方）

実施期間 平成28年9月1日（木）～平成28年9月21日（水）

No.	提出日	提出方法	住所等	該当条文	結果（ご意見）	本県議会の考え方
1	9月20日	持参	福岡市 （法人）	第4条第4号 第4条第5号	<p>意見 交通安全もデザインから（進行方向を示す自転車マークで自転車道を整備することをお勧めします。） ①超高齢化社会で、白内障や弱視の高齢者が多く来福されるようになり、「安全とはみせることです！」から反射材使用の歩道の見せる安全目配りが必要（三角シール等）②自転車の道路標示は横向きのデザインが多く、また、それだけでは、走行方向がわからないので、進行方向を示す矢印も標示されていますが、平面自転車マークでわかりませす。</p> <p>理由 東京や観光地域で、前例のない現世代に対応の交通安全対策が創意工夫されているのを今月上旬確認。県の交通事故のワースト3を早期返上に貢献するUD（ユニバーサルデザイン）この、自転車マークが福岡県道で導入され、事故削減に大きな効果を発揮している。自転車側面のマークでは表現できない進行方向を表すことやほぼ実物大のマークを道路延長方向に示すことができるなど、自転車マーク世界初ともいえる福岡発信のデザインである「誰にでもわかりやすいマーク」で交通ルールを周知することで事故減少に貢献している。</p>	<p>条例案第4条第1項第5号の「交通ネットワークの充実」には、交通安全表示のユニバーサルデザイン化が必要であること、また、その一つとして、意見提出者が提案するデザインの活用を提案されていること、さらに、本県で生まれた「デザイン」も同条同項第4号の「特産品」として扱い、支援することをご提案されているものと思われます。確かに、外国人にも分かりやすい交通標識、デザインは重要で、国においても取り組みが始まっています。ただ、この問題は、意見提出者も指摘されているとおり高齢者等への配慮も必要で、観光振興の観点だけではなく、幅広い議論が必要です。したがって、観光振興を目的とする本条例で具体的な内容を規定することは見送らせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、「特産品」については、それが本県に来ることで手に入る商品として本県への誘客に寄与するものであれば、その開発やマーケティングを支援することが同規定の趣旨であり、汎用性があることが基本となるユニバーサルデザインとは、相容れない面があるように思われます。</p>

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する意見募集について（結果と本県議会の考え方）

実施期間 平成28年9月1日（木）～平成28年9月21日（水）

No.	提出日	提出方法	住所等	該当条文	結果（ご意見）	本県議会の考え方
2	9月21日	メール	福岡市 （個人）	第9条第2項 第9条第3項	<p>意見 第9条第2項、第3項は削除すべき</p> <p>理由 （1）福岡県が財政支出をしている法人は数多くある中で、「特定広域観光法人」に限り、知事に、事業計画や収支予算書、事業報告及び決算その他の経営状況を説明する書類を作成させ、県議会に報告させる必要性や理由はないのではないかと。</p> <p>（2）そもそも、「広く九州を活動範囲とする」法人に福岡県知事の力がどこまで及ぶかわからないのに、その法人の事業計画や収支予算書などを説明する書類を、その法人ではなく知事に作成させる意味が不明。</p> <p>（3）福岡県の支配下に置かれる場合以外は、事業計画や予算などに他の参加者の意図が入りこむのが当然。少しは影響力が及ぶかもしれないが、基本的には「他人」である法人の事業計画などを説明する書類を知事に作らせるのは、それに費やされる人件費などの税金の無駄遣いである。県民にとってどんなメリットがあるのか不明。</p> <p>（4）その法人に財政支出をする場合、議会は予算や決算の議論をしているはずで、聞きたいことがあるならその時に聞くのが当然。わざわざ別で議会に報告させるのは同じことの繰り返しで時間と費用の無駄。等々。</p> <p>（ご意見の原文をその趣旨を変えない範囲で若干整理し、併せて、この条例案の内容に関係を有しない意見、感想、提案等になっている部分は省略しています。）</p>	<p>（1）地方自治法第243条の3第2項の規定により、県が出資している法人のうち政令で定めるものについて、知事は、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければなりません。実際、この規定に基づき、県が財政支出をしている数多くの法人について、知事は、本条例案に定めるものと同様の事業計画、収支予算等を作成し、議会に提出しています。公金支出の透明性を確保するための制度です。ところが、この規定が想定していなかった形での財政支出～例えば社団法人の社員として年会費を支出するなど～については、現在、知事に対し、経営状況の報告義務がありません。同じ趣旨の公金支出として必要性は何ら変わらないにもかかわらず、いわば法の隙間が生じているのです。そして、実際に、本条例案で規定する「特定広域観光振興法人」に該当することが想定されている法人は、九州全体の観光振興を図るため、九州各県と民間の観光事業者等を会員とする社団法人の形態をとっています。そこで、本条例案は、地方自治法のいわゆる横だし条例として、出資以外の形式の公金支出に対しても透明性を確保しようとするものです。また、もう一つの理由もあります。県の公費は県民共通の利益（公益）のために使用しなければならず、県が実施主体である活動、県民の活動又は県内で行われる活動に関する経費に支弁することが原則であるため、県外も活動範囲とする特定広域観光振興法人に対して県が経費負担できる根拠に疑念が生じるおそれがあります。そこで、本条により、知事の継続的な経費負担の法的根拠を明確にするという趣旨もあるのです。県民にとっても、特定広域観光振興法人にとっても必要な条文と考えていますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>（2）知事が公金の使途について調査確認し、議会を通じて県民に説明する必要があるという要請において、知事がその法人を支配できるかどうかは全く関係がありません。</p> <p>（3）事業計画や予算その他当該法人の経営状況を議会に報告していただくのは、事業計画や予算に関与し、修正を求めるためではありません。したがって、「他の参加者の意図」や福岡県の「影響力」の有無は全く関係がありません。公金支出の透明性を高めることは、県民にとって重要なメリットであると考えます。</p> <p>（4）ご指摘のとおり財政支出に際しては、予算審議が行われ、経営状況についても質問することができます。しかし、まず、過去からの分も含めて対象となる法人の経営状況に関する資料がなければ、その問題点や疑問点に関する充実した質疑は困難です。予算審議の場で、個々の質問者がその都度資料要求をするのではなく、全ての議員に対し、あらかじめ継続的に資料を提出させることで予算審議の充実を図ろうとするものであり、「繰り返し」ではありません。しかし、そもそも公金の使途の確認は重要な事柄ですから、たとえ繰り返しであっても決して無駄ではないと考えています。</p>

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する意見募集について（結果と本県議会の考え方）

実施期間 平成28年9月1日（木）～平成28年9月21日（水）

No.	提出日	提出方法	住所等	該当条文	結果（ご意見）	本県議会の考え方
3	9月21日	メール	福岡市 （個人）	第10条	<p>意見 第10条の条文を削除すべき</p> <p>理由 （1）知事がなぜ特定広域観光振興法人とともに観光振興を進めないといけないのか理解できない。</p> <p>（2）福岡県の知事が他の県や県議会と連携するのは、こちらがしたくても相手が嫌ならできない。県内のことならまだしも、よその県との連携に県条例で口を出すのは越権行為ではないか。それともよその県も同時にこの内容の条例を作っているのか。第1項の趣旨や内容に賛同できないので削除すべきであり、当然、第2項も同様に削除すべきである。</p> <p>（ご意見の原文をその趣旨を変えない範囲で若干整理し、併せて、この条例案の内容に関係を有しない意見又は感想になっている部分は省略しています。）</p>	<p>（1）本条例は、九州全体への誘客を促進することが、福岡県への誘客にもつながるとの考え方の下に、福岡県の観光振興と九州全体の観光振興とを一体的に推進するとの理念に基づいて策定されたものです。この理念の実現は福岡県の取組だけでは不可能であり、九州各県や九州の観光事業者その他の関係団体との連携が必要不可欠です。しかし、このように数多くの関係団体が連携するためには、そのセンター（核）となる存在が必要で、本条例案は、特定広域観光振興法人に、その役割を期待しているものです。</p> <p>（2）九州が一体となった観光振興の取組が必要なことについては、九州各県の知事も議会も、異論がありません。しかし、個々の施策といった具体的な問題について、意見が分かれることも当然考えられます。そこで、知事に対して、特定広域観光振興法人と協力して各県の意見の取りまとめに努力するよう求めるものであり、実際、これまでも、ある程度、そのような取組はされています。本条例案は、あらためて知事に対し、一層の努力を求めるとともに、連携すべき関係者の範囲を明確にしたもの（現状では必ずしも十分に連携がとれていない部分がありますが、それは相手が嫌がっているためではありません。九州が一体となった観光振興の必要性は関係者の共通認識になっています。）であり、行動の指針として、この条文は必要なものと考えます。なお、本県の条例で他県との連携について規定しても、本県の知事の努力を求めているのであって、他県に対して連携を義務付けるものではありませんから、越権＝他県の権利、自律性の侵害にはならないと理解しています。</p>

「福岡県観光振興条例（仮称）案」に対する意見募集について（結果と本県議会の考え方）

実施期間 平成28年9月1日（木）～平成28年9月21日（水）

No.	提出日	提出方法	住所等	該当条文	結果（ご意見）	本県議会の考え方
4	9月21日	メール	福岡市 （個人）	第12条	<p>意見 第12条を削除すべき</p> <p>理由 （1）観光税とはなにか。誰から、いくら、どうやって税金を取ろうとしているのか。有権者に対してるくに説明もせず、新しい税金を作るような条例をつくることは断じて許されない（新聞報道を見て気づいたからこうやって意見が出せるが、知らない県民が大多数ではないか。）。</p> <p>（2）それ以外の新たな財源とは何を想定しているのか。今の県の予算では足りないというのか。何兆円も借金をして、さらに金を使おうとするのが信じられない。</p> <p>（3）第2項も、観光税や新たな財源を前提に市町村や他の県と協議する場を設けるのを義務づけているが、市町村が相手にするとは思えない。時間の無駄である。</p> <p>（ご意見の原文をその趣旨を変えない範囲で若干整理し、併せて、この条例の内容に関係を有しない意見又は感想や提案になっている部分は省略しています。）</p>	<p>（1）「観光税」とは観光振興のための施策に充当することを目的とした税制の趣旨ですが、欧米を中心として観光に力を入れている国では、一般的といって良いほど導入されています。しかし、この条例案では、導入を前提としているわけではなく、観光振興のための財源として当然検討の対象になるものの一つとして例示しているにすぎません。「誰から、いくら、どうやって」という点は、そもそも新税制が必要か、可能かといった点を含めて、本条に基づく検討の中で議論されるべきものであり、当然、その際には、県民に限らず、課税の対象となる方、さらに市町村等に対して十分に説明し、その意見を議論に反映させることが必要になると考えます。</p> <p>（2）新税制以外の財源としては、まず、自主財源ではなく国への要請事項になりますが、交付金等の国庫支出金（他県や市町村と共同で提案・要請活動を行うことが必要になります。）が想定され、また、これも諸外国で例がありますが、特定広域観光振興法人自身に、観光振興に関する広報企画を商品化し、その販売益を事業財源に充当していただくといったことも、本条の「財源」となりうると考えています。もちろん、既存の予算の配分の中で、観光振興財源の優先順位を上げるという方法も含まれます。なお、観光振興は本県の成長発展に寄与するものであり、その経済効果（税収増）による県財政の改善も期待できると考えています。</p> <p>（3）観光振興財源の確保は、市町村にとっても重要な問題であり、課題になっています。少なくとも議論には参加していただけるものと考えており、市町村との対話の努力を時間の無駄として、始める前から諦め、目の前の課題から目を背けることは許されないと考えます。まず、議論することが重要です。</p>